

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直しについて

標記理由による請求・返戻について、事業所から多数の問合せがありましたので紹介します。

平成30年度介護報酬改定により、訪問系サービスにおける同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受けない者との公平性の観点から、当該減算について区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

サービス種類	平成30年3月以前		平成30年4月以降		補足
	減算方法	限度額管理	減算方法	限度額管理	
訪問介護	合成サービスコード	対象	単独減算(率)コード	対象外	
(予防)訪問入浴介護	合成サービスコード	対象	単独減算(率)コード	対象外	
(予防)訪問看護	合成サービスコード	対象	単独減算(率)コード	対象外	
(予防)訪問リハ	合成サービスコード	対象	単独減算(率)コード	対象外	
夜間対応型訪問介護	合成サービスコード	対象	単独減算(率)コード	対象外	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	単独減算(固定値)コード	対象	単独減算(固定値)コード	対象外	限度額管理のみ変更

【明細書記載例(平成30年4月以降)】

同一建物減算の請求に初回加算・特別地域加算・処遇改善加算を含んだ請求(訪問介護)

サービス計画	事業所番号	事業所名称										事業所名称	
開始年月日	平成	年	月	日	中止年月日							〇〇居宅介護支援事業所	
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 9.介護医療院入所												
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数								
	身体介護1	1 1 1 1 1 1	2 4 5 1 0	2 4 5 0									
	同一建物減算(-10%)	1 1 X X X X	1	1	-2 4 5								
	特別地域訪問介護加算	1 1 8 0 0 0	3 3 1 1	3 3 1									
	訪問介護初回加算	1 1 4 0 0 1	2 0 0 1	2 0 0									
給付費明細欄(住所別)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要				
	特別地域訪問介護加算と同一建物減算の対象とならない限度額管理対象サービスの加算	1 1 6 2 7 4	2 7 4 1	2 7 4									
請求額集計欄	①サービス種類コード/②名称	1 1	訪問介護	対象となる全てのサービス単位数を集計し、率(10%)を乗じて求める(小数点以下四捨五入) $(2,450 + 200 + 331 + (-245)) \times 0.1 = 273.6 \approx 274$									
	③サービス実日数	1 0	日										
	④計画単位数	2 6 5 0											
	⑤限度額管理対象単位数	2 6 5 0											
	⑥限度額管理対象外単位数	3 6 0											
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	3 0 1 0										給付率(100)	
	⑧公費分単位数	0										保険 9 0	
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位	合計	
	⑩保険請求額	2 7 0 9 0										2 7 0 9 0	
	⑪利用者負担額	3 0 1 0										3 0 1 0	
	⑫公費請求額	0										0	

【同一建物減算対象サービス】
 ・身体介護1

【特別地域訪問介護加算対象サービス】
 ・身体介護1
 ・同一建物減算(-10%)

【処遇改善加算対象サービス】
 ・処遇改善加算以外のサービス

請求事務を担当される方は、御一読ください。